

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 20 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目次

規 則

- 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

教育委員会規則

- 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

告 示

- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・・14

規 則

静岡市規則第85号

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則（平成29年静岡市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（利用料金の承認手続等）

第3条 指定管理者は、条例第8条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認証（様式第3号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をステーションを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条中「第11条」を「第9条」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第4条 条例第8条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が

特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

- 2 指定管理者は、条例第8条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第5条 条例第8条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

- 2 指定管理者は、条例第8条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第3条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第11条」を「第9条」に、「第5条の」を「第7条の」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第5条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市規則第86号

静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則をここに制定する。

令和2年10月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和2年静岡市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請等)

第2条 条例第7条第1項の申請書は、あさはた緑地交流広場内行為許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書の受付期間は、当該行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の1月前から行為日の前7日までとする。

3 条例第7条第2項の申請書は、あさはた緑地交流広場内許可行為変更許可申請書（様式第2号）とする。

(行為許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第7条第1項の規定により静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）内の行為の許可をしたときは、あさはた緑地交流広場内行為許可書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

2 指定管理者は、条例第7条第2項の規定により交流広場内の行為の許可をした事項の変更を許可したときは、あさはた緑地交流広場内許可行為変更許可書（様式第4号）を当該申請者に交付する。

(利用の許可の申請)

第4条 条例第8条第1項の規定により交流広場の利用の許可を受けようとする者は、あさはた緑地交流広場利用許可申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付期間は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1月前から利用日の前7日までとする。

(利用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、交流広場の利用の許可をしたときは、あさはた緑地交流広場利用許可

書（様式第6号）を交付する。

（使用料の減額又は免除の手続）

第6条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あさはた緑地交流広場使用料減額・免除承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、行為日又は利用日の前7日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、あさはた緑地交流広場使用料減額・免除承認通知書（様式第8号）を当該申請者に交付する。

（許可の取消しの申出）

第7条 条例第7条第1項及び第2項の規定による許可を受けた者（以下「行為者」という。）及び条例第8条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可の取消しを申し出ようとするときは、あさはた緑地交流広場許可取消申出書（様式第9号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（行為者及び利用者の遵守事項）

第8条 行為者及び利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 行為又は利用の際、許可書を携帯し、交流広場の職員（以下「職員」という。）の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (2) 交流広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (3) 行為又は利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (4) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第9条 交流広場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流広場の管理上支障があると認める行為をしないこと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第10条 条例第19条の規定による申請は、あさはた緑地交流広場指定管理者指定申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) あさはた緑地交流広場事業計画書（様式第11号）
- (2) あさはた緑地交流広場事業計画に関する収支予算書（様式第12号）
- (3) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（協定の締結）

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と交流広場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、交流広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第19号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年11月4日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「480人」を「360人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（在校生が存する間の定員の調整）
- 2 この規則による改正後の静岡市立高等学校学則別表の規定にかかわらず、改正前の同表の定員の規定に基づく在校生が存する間の静岡市立清水桜が丘高等学校の定員は、この規則の施行に必要な範囲において、教育委員会が別に定める。

告 示

静岡市告示第673号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

| | |
|-------------------------|------------|
| インターネットを利用して納付するふるさと寄附金 | ベリトランス株式会社 |
|-------------------------|------------|

を

」

「

| | |
|-------------------------|------------|
| インターネットを利用して納付するふるさと寄附金 | ベリトランス株式会社 |
| インターネットを利用して納付するふるさと寄附金 | PayPay株式会社 |

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。